

令和5年度 児童扶養手当所得制限限度額表

扶親族養数	受給者本人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給停止			
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
1人につき	加算 380,000		加算 380,000		加算 380,000	

1. 上記制限限度額に加算できるもの

本人	老人扶養親族、老人控除対象配偶者	100,000円加算（1人につき）
	特定扶養親族、 16歳以上19歳未満の扶養親族	150,000円加算（1人につき）
扶養義務者・孤児養育者	老人扶養親族	※60,000円加算（1人につき）

※については、扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合のみ加算できます。

2. 所得から控除できるもの

諸控除	控除金額
社会保険料相当額	80,000円
給与・公的年金等の所得の合計額から控除	100,000円
障害者控除、勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
※注1 ひとり親控除（母又は父を除く）	350,000円
※注1 寡婦控除（母を除く。父は対象外）	270,000円
配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除	当該控除額

※注1 支給申請者（養育者を除く）は対象外です。

◎ 所得の範囲に、非課税所得である「養育費所得」を含めます。（算入する額は8割に相当する額）

養育費とは … 受給資格者（養育者を除く）がその監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行する為の費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の8割に相当する金額。（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）